

熊本県情報公開審査会答申の概要 (平成20年12月25日付け答申第99号)

1 事案の概要

H19.9.11 異議申立人 熊本県情報公開条例に基づき、熊本県知事(以下「知事」、担当課は鹿本地域振興局土木部企画調査課)に対し、次の文書の開示を請求

平成7年7月頃に、異議申立人の所有地について、異議申立人の名義で行った建築確認申請に係る建築計画概要書のうち、配置がわかる部分

H19.9.25 知事 この請求に対し不存在を理由に、不開示を決定

H19.10.1 異議申立人 不開示決定を不服として知事に対し行政不服審査法に基づき異議申立て

H19.11.6 知事 「熊本県情報公開審査会」に諮問

今回の答申は、この諮問に対するものである。

2 当事者の主張

(1) 異議申立人

私の所有地に誰かが勝手に私の名義で建築確認申請を行っており、当該土地についての建築計画概要書があるはずである。

(2) 知事

平成7年度の受付台帳を確認したところ、本件請求に係る建築確認申請の受付を行った記録がなく、また、同年度の建築計画概要書綴を調査したが、当該土地に建築確認の処分を行った建築計画概要書は存在しなかった。さらに、平成4年度から平成10年度まで範囲を広げ、同様に調査したが、結果は同様であった。

3 審査会の判断

建築確認申請に際し、提出すべき書類、確認後閲覧に供すべき書類等は明確であり、また、建築確認に係る必要書類及び事務処理に関する鹿本地域振興局の説明も的確であり、受付台帳及び建築計画概要書綴は的確に整備されていたと認められる。

仮に、異議申立人が主張するような建築確認申請が行われれば、受付台帳に記載が残り、さらに建築主事による確認がなされれば、建築計画概要書が当該年度の綴りに綴じられているものと認められる。

従って、同振興局が、受付台帳及び建築計画概要書綴を確認したところ、請求文書は存在しなかったとする説明は合理的であり、不自然な点は認められない。

また、当審査会が行った書庫調査においても、該当するものは確認できなかったことから、知事が請求文書を保有しているとは認められない。

よって、不存在を理由として不開示とした決定は妥当である。

諮問実施機関	: 熊本県知事 (鹿本地域振興局土木部企画調査課)
諮問日	: 平成 19 年 11 月 6 日
答申日	: 平成 20 年 12 月 25 日 (答申第 99 号)
事案名	: 特定個人の建築確認申請に係る建築計画概要書の 不開示決定に関する件 (平成 19 年諮問第 140 号)

答 申

第 1 審査会の結論

熊本県知事 (以下「実施機関」という。) が、平成 7 年 7 月頃に山鹿市
について 行った建築確認申請に伴う建
築計画概要書のうち配置がわかる部分 (以下「本件請求文書」という。)
について、不存在を理由として不開示とした決定は妥当である。

第 2 諮問に至る経過

- 1 平成 19 年 9 月 11 日、異議申立人は、熊本県情報公開条例 (平成 12 年熊本県条例第 65 号。以下「条例」という。) 第 5 条の規定に基づき、「建築計画概要書 H7 年度 7 月頃 山鹿市
申請 配置がわかる部分」について行政文書の開示請求を行った。
- 2 平成 19 年 9 月 25 日、実施機関は、本件請求文書が存在しないことを理由に不開示の決定 (以下「本件不開示決定」という。) を行った。
- 3 平成 19 年 10 月 1 日、異議申立人は、行政不服審査法 (昭和 37 年法律第 160 号) 第 6 条の規定に基づき、本件不開示決定を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。
- 4 平成 19 年 11 月 6 日、実施機関は、この異議申立てに対する決定を行うに当たり、条例第 19 条第 1 項の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。

第 3 異議申立人の主張

- 1 異議申立ての趣旨
異議申立ての趣旨は、本件請求文書を開示することを求めるものである。
- 2 異議申立ての理由
異議申立人が異議申立書及び口頭意見陳述の中で述べている異議申立て

の理由を要約すれば、おおむね次のとおりである。

異議申立人の所有地である山鹿市 番地に建築計画概要書があると鹿本地域振興局（用地課、^(ママ)管理課、^(ママ)建築課、^(ママ)企画課）が言っていた。異議申立人は行っていないが、誰かが勝手に異議申立人の名義で建築確認申請を行っており、番地に建築計画概要書があるはずである。

第4 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関の不開示決定の理由説明書及び口頭での説明の内容を要約すれば、おおむね次のとおりである。

平成7年度の受付台帳を確認したところ、本件請求文書に係る建築確認申請の受付を行った記録がなく、また、同年度の建築計画概要書綴を調査したが、本件請求文書に係る地番に建築確認の処分を行った建築計画概要書は存在しなかった。さらに、平成4年度から平成10年度まで範囲を広げ、同様に調査したが、結果は同様であった。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張する内容及び実施機関の理由説明の内容などを踏まえ、実施機関の決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 建築計画概要書について

建築計画概要書は、建築主が建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づき、建築主事の確認を受けるために提出する建築確認申請書に付近見取図、配置図及び平面図等とともに添付される文書である。

その様式は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）により定められており、建築主の概要（建築主の氏名・住所）、設計者等の概要（代理者、設計者、工事施工者の氏名・所在地等）、建築物及びその敷地に関する事項（地名地番、敷地面積、建築面積、延べ面積、建築物の高さ等）、付近見取図並びに配置図により構成されている。

県地域振興局に建築確認申請書が提出されると、同土木部において受付台帳に記入した後、建築主事が審査を行い、建築基準関係規定に適合することが確認された場合、建築主に確認済証を交付するとともに、請求があった場合には、申請書に添付された建築計画概要書を閲覧に供することと

されている。

2 本件請求文書について

本件請求文書は、平成7年7月頃に異議申立人の名義で行ったとされる建築確認申請に伴うものであり、仮に本件請求文書が存在するとすれば、平成7年度の建築計画概要書綴の中に存在するものと考えられる。

3 書庫調査について

(1) 調査結果

実施機関は、本件請求文書は存在しないと説明している。そこで、当審査会では、本件請求文書の存在・不存在及び関連文書の管理状況を確認するため、事務局職員をして鹿本地域振興局土木部の書庫の調査を行わせた。しかし、本件請求文書に該当するものは確認できなかった。

(2) 関連文書の確認状況

ア 建築計画概要書綴

建築計画概要書は、昭和46年から現在まで、各年度ともおおむね2冊に綴られており、平成7年度の綴りも2冊であり、各々日付順に綴られている。この平成7年度の綴りを、建築主名、建築場所の両方で調査したが、これらの綴りの中に本件請求文書は確認できなかった。

また、調査時期を広げ、平成5年度から平成9年度までの綴りについても同様に調査を行ったが、これらの綴りにおいても本件請求文書は確認できなかった。

イ 受付台帳

受付台帳は、厚手のB4判の用紙で作成され、建築主の住所・氏名、建築場所のほか、建築概要、設計者氏名等が年度毎の受付日付順に記載され、各々受付番号が付されている。

平成7年度は、建築確認申請書処理台帳の表題が付された綴りであり、受付番号が670番まで付されていた。この台帳について、本件請求文書に対応する建築主氏名及び建築場所が存在しないか調査を行ったが、該当する受付は確認できなかった。

さらに、平成6年度及び平成8年度についても同様に調査を行ったが、該当する受付は確認できなかった。

取り下げた申請についても、受付台帳に取下げとの朱書はあるものの、記載そのものは残っており、その中にも、本件請求文書に対応する記載は確認できなかった。

また、受付台帳の用紙の状態等について不自然なものの存在も認められなかった。

4 本件請求文書の存在・不存在について

建築確認申請に係る事務については、建築基準法に基づいて行われ、建築確認申請に際し、提出すべき書類、確認後閲覧に供すべき書類等も明確である。建築確認に係る必要書類及び事務処理に関する実施機関の説明も的確であり、当審査会が実施した書庫調査における見分の結果からも、受付台帳及び建築計画概要書綴は的確に整備されていたと認められる。

仮に、異議申立人が主張するような建築確認申請が行われれば、受付台帳に記載が残り、さらに建築主事による確認がなされれば、建築計画概要書が当該年度の綴りに綴じられているものと認められる。

従って、実施機関が、本件請求文書に係る開示請求に対し、受付台帳及び建築計画概要書綴を確認したが、本件請求文書は存在しなかったとする説明は合理的であり、不自然な点は認められない。

また、上記3に記載したとおり、当審査会が実施した書庫調査においても、受付台帳及び建築計画概要書綴を調査したが、本件請求文書に該当するものは確認できなかった。

以上のことから、実施機関が本件請求文書を保有しているとは認められない。

5 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

熊本県情報公開審査会

会	長	益田敬二郎
会長職務代理者		渡邊 榮文
委	員	大脇 成昭
委	員	田中扶慈子
委	員	前田 和美

審査の経過

年 月 日	審 査 の 経 過

平成19年11月6日	・ 諮問 (第140号)
平成19年11月29日	・ 実施機関から不開示決定の理由説明書を受 理
平成19年12月11日	・ 異議申立人から理由説明書に対する意見書 を受理
平成20年6月25日	・ 審議
平成20年7月23日	・ 異議申立人の口頭意見陳述及び審議
平成20年8月27日	・ 実施機関からの口頭説明聴取及び審議
平成20年9月24日	・ 審議